

令和6年度第1回代表者研究協議会

行政説明

特別支援教育の動向と肢体不自由教育への期待

初等中等教育局 視学官

菅野 和彦

(併) 特別支援教育課特別支援教育調査官

1

特別支援教育の動向とR6 予算関係等

新たな教育振興基本計画 (令和5年6月16日閣議決定) のコンセプト

持続可能な社会の創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成



日本社会に根差したウェルビーイングの向上

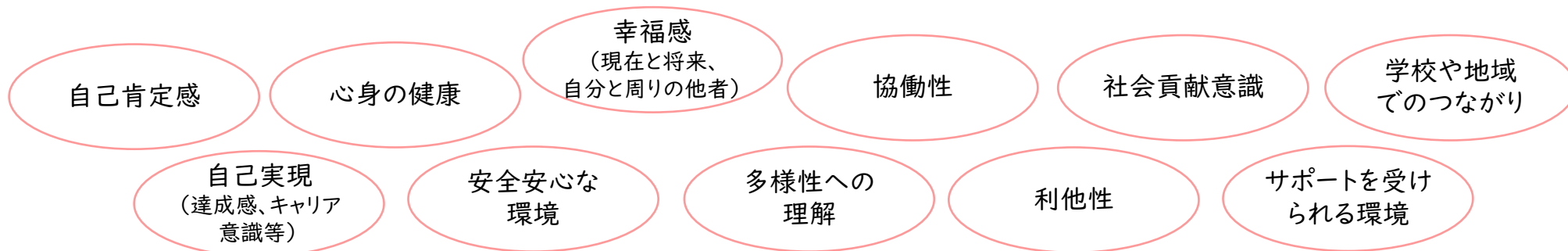
- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む



ウェルビーイングとは何か

- ウェルビーイングとは・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

教育に関連するウェルビーイングの要素



● 各要素を育む教育活動の例

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂による共生社会の実現に向けた学び・生徒指導

地域や家庭で共に学び合う環境整備

キャリア教育・職業教育、課題解決型学習

豊かな心・健やかな体の育成、安全・安心

グローバル社会における国際交流活動

● 子供たちの主観的なウェルビーイングに関連する項目

- 自分にはよいところがあると思う
- 将来の夢や目標を持っている
- 授業の内容がよく分かる
- 勉強は好きと思う
- 普段の生活の中で、幸せな気持ちになる
- 友人関係に満足している
- 自分と違う意見について考えるのは楽しい
- 人が困っているときは進んで助けている
- 学級をよくするために互いの意見の良さを生かして解決方法を決める
- 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う
- 先生は自分のいいところを認めてくれる
- 困りごとや不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる

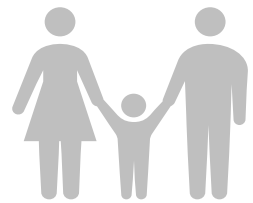
5つの基本的な方針



グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性 (DE&I) ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会

- ・主体的に社会の形成に参画
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等
- ・留学等国際交流、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進



誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進



- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル(対面)活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進



計画の実効性確保のための基盤整備・対話



- ・指導体制・ICT環境等の整備、学校における働き方改革の更なる推進、経済的・地理的状况によらない学びの確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者(子供を含む)との対話を通じた計画の策定等

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言（概要）

1. 基本的な考え方 ～教育の普遍的価値の再確認～

○G7各国間で自由・平和、法の支配と民主主義の価値観を共有しつつ、以下の基本的考え方に基づいて、各国で教育政策を進めていくことで合意した。

- ・「民主主義や自由、法の支配や平和の礎」としての**教育の普遍的価値**を改めて共有しつつ、**持続可能な社会の創り手**を育む。
- ・コロナ禍やウクライナ侵略で停滞した**国際的な人的交流の促進**に向けて協働して取り組む。
- ・ウクライナも含め**危機的な状況にある子供（特に女子）や学生が質の高い教育にアクセスできる**よう取り組む。
- ・生成AIを含めた近年の**デジタル技術の急速な発達**が教育に与える**正負の影響**を認識する。

2. G7が目指す取組の方向性

① コロナ禍を経た学校の役割の発揮とICT環境整備

- ・コロナ禍を契機に明らかになった**学校の役割が今後も継続して効果を発揮し、多様で包摂的な社会の基盤形成**に資するよう取り組む。
- ・自然体験・文化芸術体験活動の機会を充実することで、子供の**社会情動的スキルの向上**を図る。
- ・対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育の促進に向け、**ICT環境の整備**を継続するとともに、**教師のICTスキルの向上**に取り組み、**情報活用能力に係る教育**を充実させる。

② 全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現

- ・**デジタルの活用**を含めた一人一人の子供に**最適な学び**を進めるほか、**多様な他者同士が学び合う機会**を確保し、子供たちの**ウェルビーイングの向上**に寄与する。
- ・各国・地域の事情に応じて、少人数学級の推進や教師が担う業務の適正化、処遇を含む働きやすい労働条件の整備などを推進する。これらを通じて、魅力ある優れた**教師の確保・資質能力の向上**や**学校の指導・運営体制の整備**を行う。
- ・特別支援教育において、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り**共に協働的に学ぶための環境整備**と、一人一人の**教育的ニーズに応じた学びの場の整備**を同時に進める。

③ 社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成

- ・イノベーションと持続可能な経済成長を促し、社会課題の解決にもつなげる取組を支援する。
- ・**全ての子供・若者にSTEAM教育等の教科等横断的な教育を推進**するとともに、**デジタル・グリーン等の成長分野**の人材育成や**起業家教育**を推進する。
- ・より広範な社会的背景と結びついた教育システムを構築するとともに、子供たちや若者、大人に必要な支援と多様な教育機会を提供する。

④ 国際社会の連携に向け、新たな価値を創造するための国際教育交流の推進

- ・初等・中等・高等教育や職業教育におけるG7各国間の**生徒・学生の人的交流**をコロナ禍前の水準に回復し、更に拡大させる。
- ・大学間の**国際ネットワークの進展・深化**を通じた質の高い**国際交流・国際頭脳循環**の活発化を図る。
- ・ICTを活用した**交流の促進**、**国境を越えたオンライン学習コンテンツの共有**などを推進する。

3. G7における認識の共有

○人への投資の重要性を認識し、今後、G7においてハイレベル政策対話の継続的な実施に向け合意。

○調和と協調に基づくウェルビーイングの考え方について確認。

2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 (特別支援教育 抜粋)

仮訳

4. (略) 私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重しつつ、障害、言語・文化、地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する。

(参考) 原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

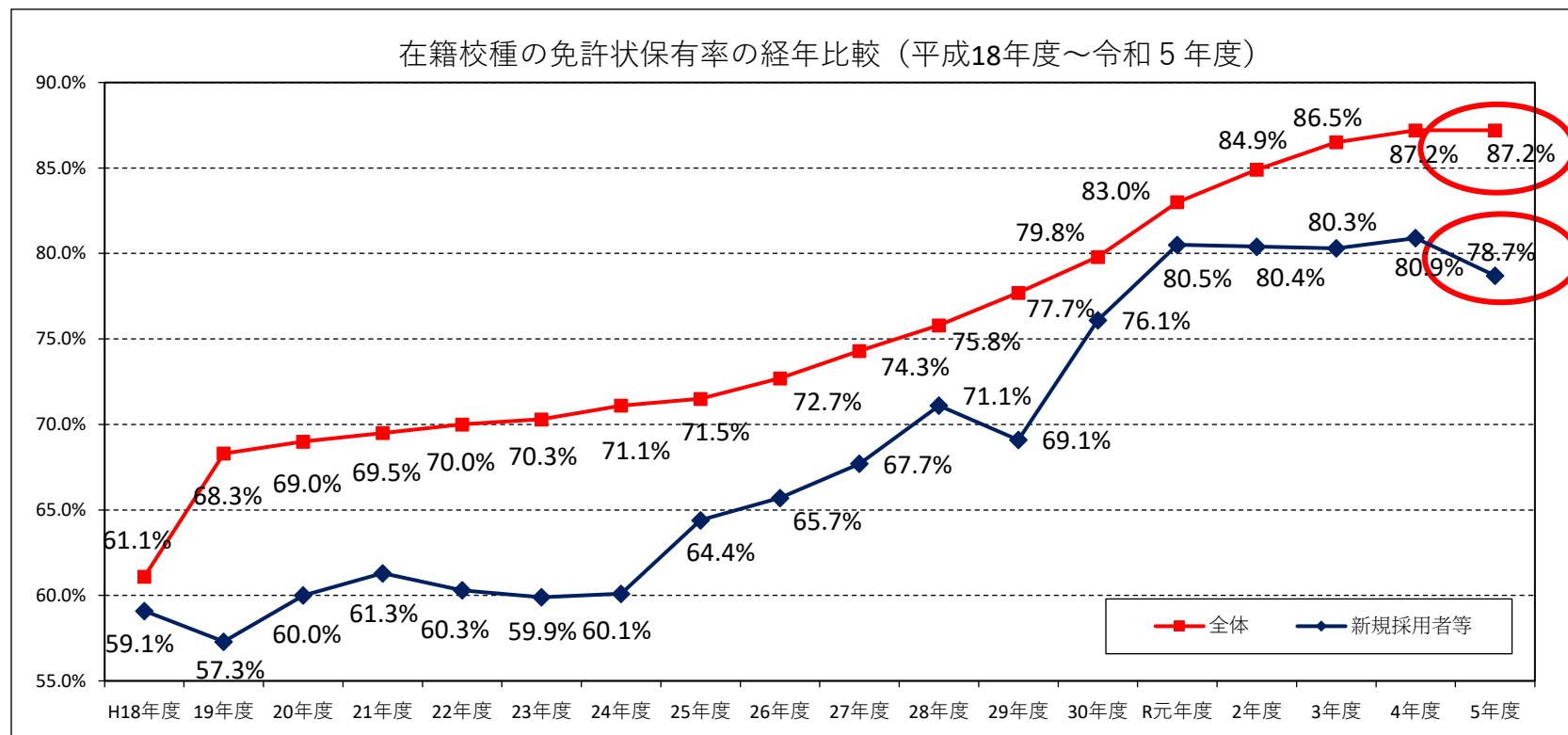
(注) G7 : 米国、英国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**
※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

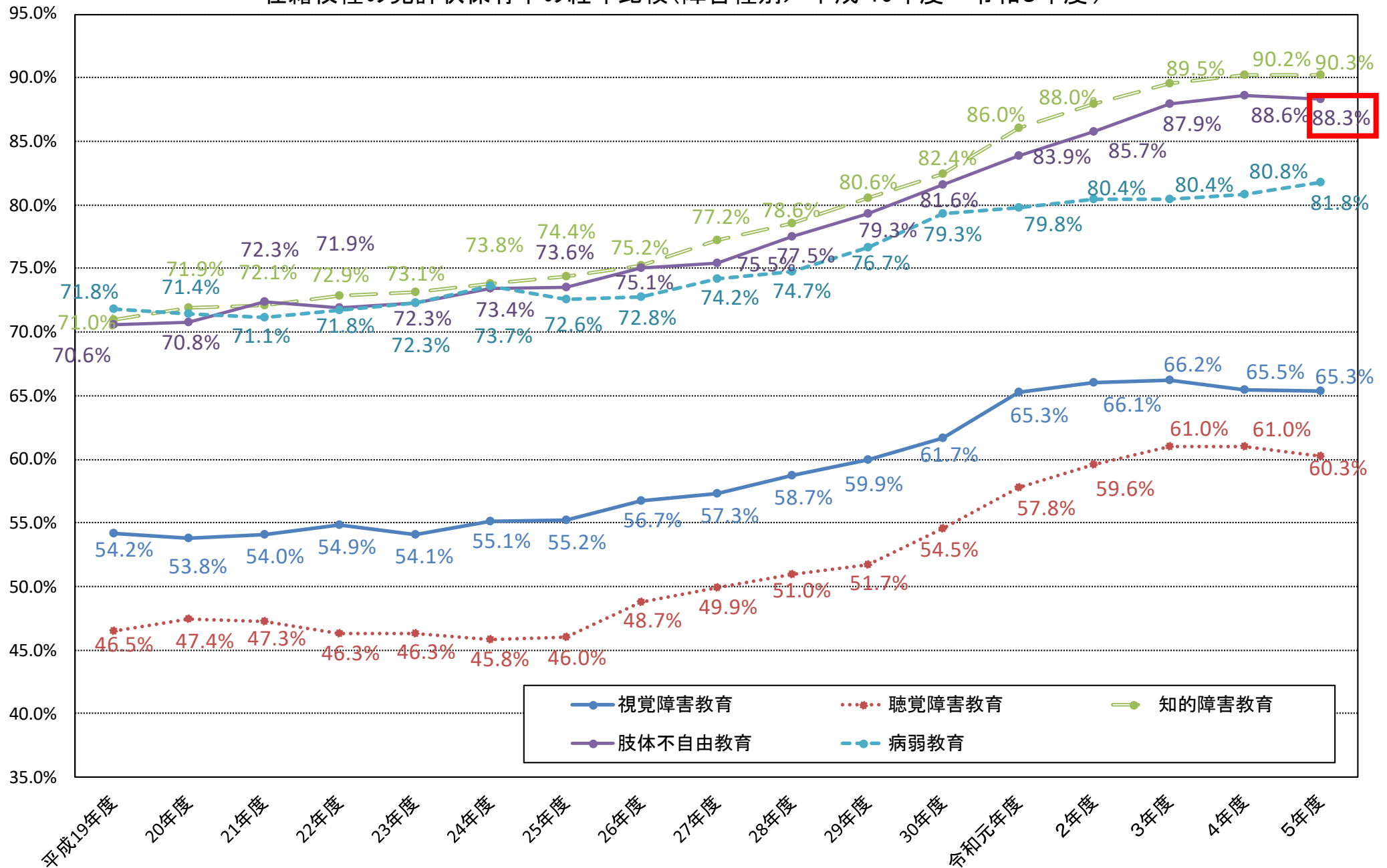


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。
平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.0%**

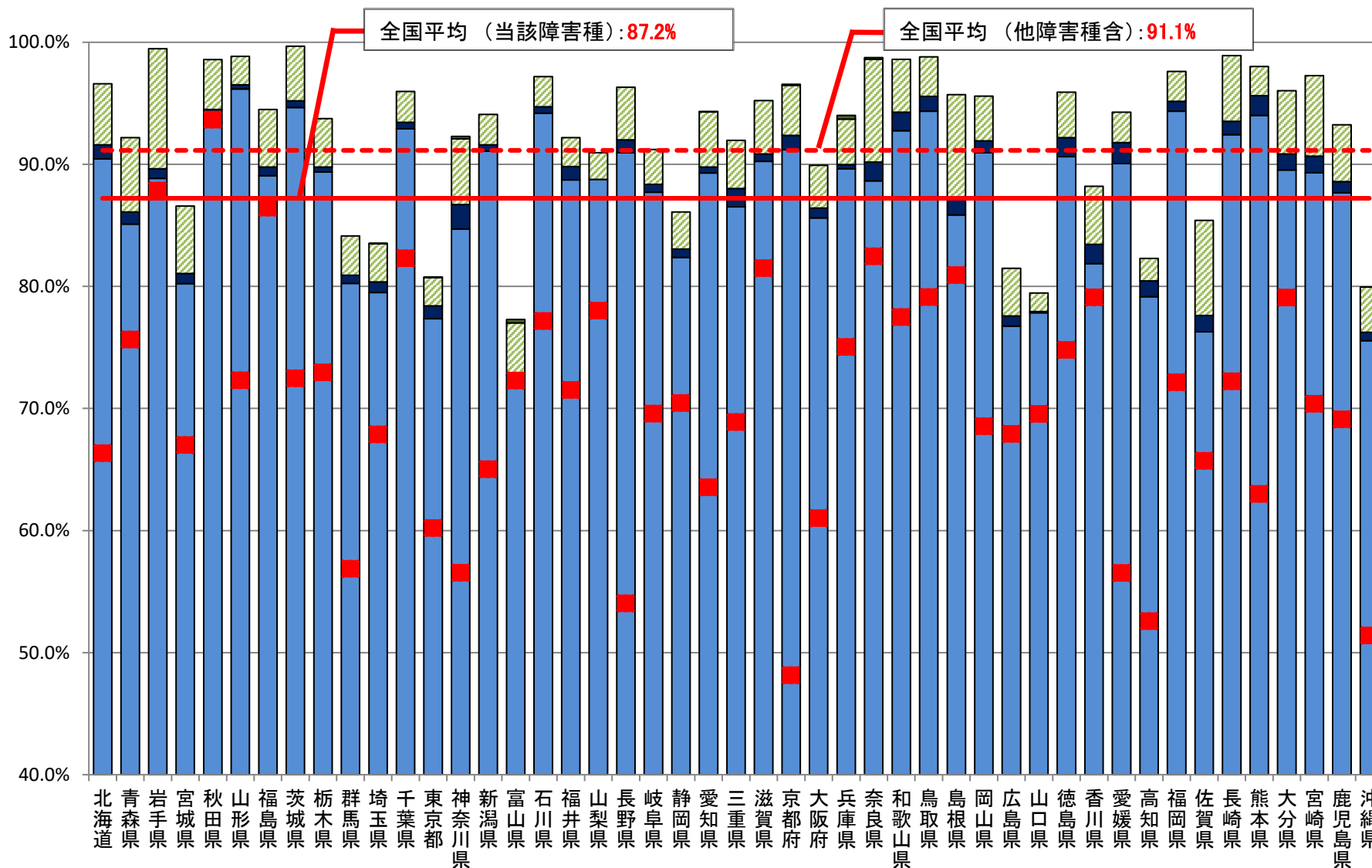
在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和5年度）



特別支援学校教諭等免許状の保有状況について

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



■ 当該障害種(特別支援学校教諭)
 ■ 他障害種(特別支援学校教諭)

■ 当該障害種(自立教科等)
 ■ 他障害種(自立教科等)

※「■」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

現状・課題

- 特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- 特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- 小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。**

① 養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

② 採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③ 校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅 (10年目～)

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・(独)国立特別支援教育総合研究所(NISE)学びラボの利用者数 等

④ 研修(校外)による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化(NISE)
- 研修の手引作成(NISE)

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

- NISE(学びラボ、免許法認定通信教育)等のオンラインコンテンツの整理・充実



通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)



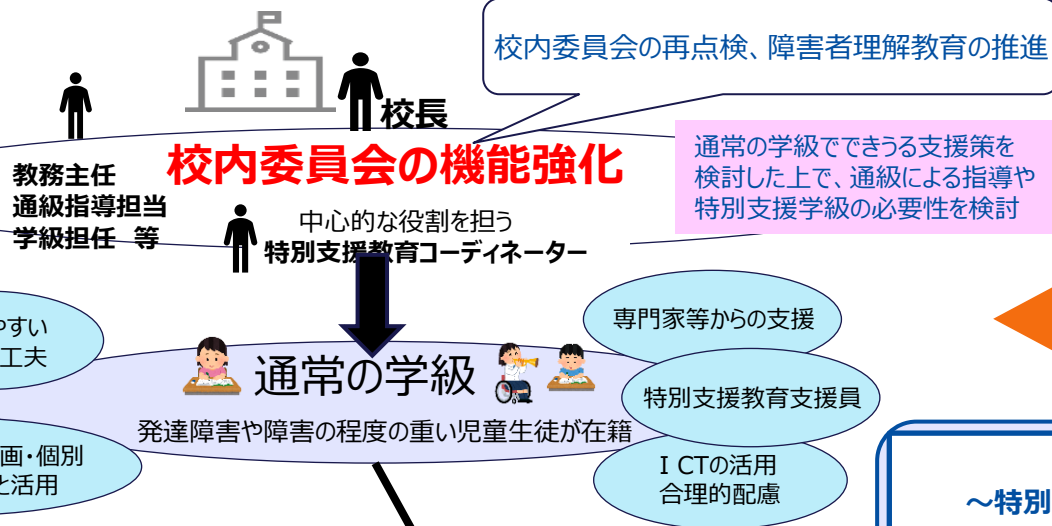
現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要

小中高等学校等

①校内支援体制の充実

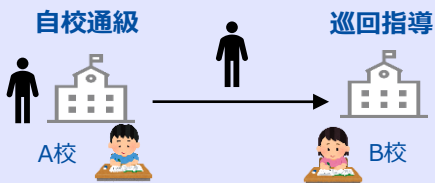
- ☞ 支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応



②通級による指導の充実

- ☞ 本人や保護者が仕組みや意義等を理解した上で、指導を受けることが重要
- ☞ 児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、**自校通級**や**巡回指導**を促進
- ☞ 自立活動の意義と指導の基本を改めて周知、研修会等の実施
- ☞ 高等学校については、潜在的な対象者数も踏まえた教員定数措置を含めた指導體制等の在り方を検討

通級による指導



※ 弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱など、在籍者の少ない障害種への対応に差異が生じることのないよう留意

特別支援学校

③特別支援学校のセンター的機能の充実

- ☞ 特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの**小中高等学校**への支援を充実

特別支援学校のセンター的機能の発揮

④インクルーシブな学校運営モデルの創設

～特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営～

- ☞ 特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進める学校をモデル事業として支援
- ☞ 知的障害を対象とした通級による指導も同モデルにおいて実現



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行うつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

特別支援教育の充実

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

48億円
41億円



文部科学省

障害のある児童生徒等の自立と社会参加を目指し、インクルーシブ教育システムの理念の充実を図るなど、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

インクルーシブ教育システムの理念の更なる実現

◆インクルーシブな学校運営モデル事業 79百万円(新規)

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆医療的ケア看護職員の配置

4,037百万円（3,318百万円）(拡充)
3,740人分 ⇒ 4,550人分 (+810人)

医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援

◆学校における医療的ケア実施体制の拡充 32百万円(新規)

①医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施

②医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

安定的な人材確保等に向け、これまでの配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査研究を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 100百万円（127百万円）

①ICT端末における著作教科書活用促進事業(新規)

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施

②企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

③病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施

◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト(※)

269百万円（263百万円）(拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業 50百万円（61百万円）

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業を実施

◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業 19百万円（19百万円）

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進を実施

◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置 150百万円（180百万円）

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

<連携協議会>

- 一体的に運営するための方針等を決定
- 交流及び共同学習に係る年間指導計画、実施内容等を協議



<カリキュラム・マネージャー>

- 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネート
- 連携協議会を企画・運営
- 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言



① 発展させた交流及び共同学習の研究開発

- ・カリキュラム・マネージャーを中心とし、行事交流、日常的な交流にとどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習を実施。
- ・共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要。

(例)

- ・各教科及び総合的な学習（探究）の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

② 一体的で専門性を活かした指導体制の構築

専門性を高めた授業実施のための人事上の措置（兼務発令等）を含めて教員配置や校内体制の整備

(例)

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門スタッフの配置（交流及び共同学習に関わる事務補佐員等の配置、両校の職員によるチーム・ティーチングの実施含む）
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営（職員室の共用含む） 等

※週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする（「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（令和4年3月）参照）。

【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、お互いの児童生徒が交流できるスペースの確保や、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保（登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を通過して教室に向かう等）等も考えられる。

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額

42億円
35億円）



背景・課題

特別支援教育の推進を図るため、①医療的ケア看護職員を配置するとともに、②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置を行う。

医療的ケア看護職員配置事業

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（R3.6成立、R3.9施行）の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、**校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援**

令和6年度予算額（案） 4、037百万円(前年度予算額3、318百万円)

補助対象者	学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
配置の考え方	✓ 配置人数： 4、550人分 （←3、740人分） ✓ 1日6時間、週5回を想定 上記のほか登下校時の対応分も計上 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態（時間・単価等）を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

- <補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人
(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)
- <補助割合> 国：1/3 補助事業者：2/3

【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、大学等において、

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスクリテラシー教育プログラムの構築

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備**を行う自治体等のスタートアップを支援
※交付初年度から3年限り

連携体制を整備	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
個別の教育支援計画等の活用	就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
連携支援コーディネーターの配置	教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進（早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援）
普及啓発	市民や他の自治体への普及啓発

外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの**専門家配置を支援**（435人分）

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和6年度予算額（案） 1.0億円
（前年度予算額 1.3億円）



文部科学省

現状・課題

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導方法の確立が求められている。また、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度：令和3年度

事業内容

● ICT端末における著作教科書活用促進事業 73百万円（新規）

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）と連動したデジタル教材（動画資料等）を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

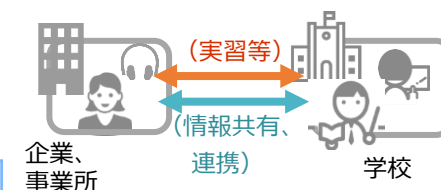
件数・単価	4箇所×約18百万円	委託先	都道府県・指定都市教育委員会、大学、民間団体
-------	------------	-----	------------------------



● 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 6百万円（5百万円）

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

件数・単価	3箇所×約2.2百万円	委託先	都道府県教育委員会
-------	-------------	-----	-----------



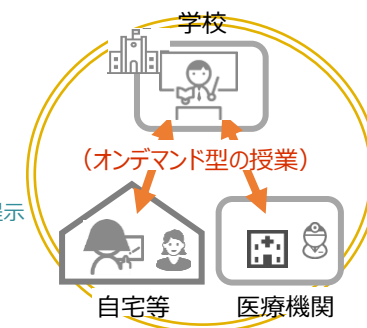
● 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 18百万円（22百万円）

病気療養中等の児童生徒（※）に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施する。

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

件数・単価／研究費	5箇所×約2百万円／8百万円	委託先	教育委員会、民間団体
-----------	----------------	-----	------------

実施状況・課題の整理
効果的な実施方法の提示



担当：初等中等教育局特別支援教育課

GIGAスクール構想の推進

～1人1台端末の着実な更新～

令和5年度補正予算額

2,661億円



現状・課題

- 全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子どもたちの学びを止めない観点から、予備機の整備を進める。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

予算額 2,643億円

- 都道府県に基金（5年間）を造成し、当面、令和7年度までの更新分（約7割）に必要な経費を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、計画的・効率的な端末整備を推進。

国私立、日本人学校等の端末整備

予算額 18億円

- 前回整備時と同様に補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費を計上。
- 公立学校と同様に、補助単価の充実や予備機の整備を進める。

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：3分の2

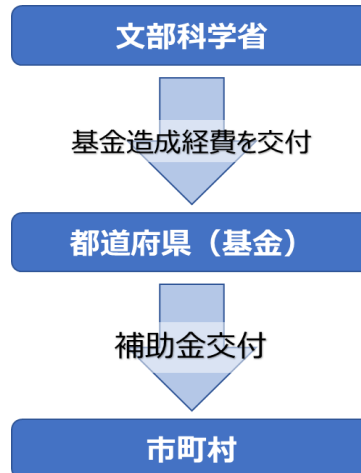
※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率：10分の10

（基金のイメージ）



※都道府県事務費も措置

<1人1台端末・補助単価等>

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予備機：15%以内
- 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

- 支援対象：公立・私立の高等学校等
- 補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）
- 補助率：定額補助

○求める具体の取組例

- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置（文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換、コースの設置等）
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、大学等と連携したより高度な専門教科指導の実施、実践的な学びを評価する総合選抜の実施等の高大接続の強化

○支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等

成長分野の
担い手増加

デジタル等成長分野の学部
・学科への進学者の増



- ・大学段階における理工系学部・学科の増
- ・自然科学(理系)分野の学生割合5割目標
- ・デジタル人材の増

【事業スキーム】

文部科学省

補助

学校設置者

(担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当）)

(参考)文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針等の改正について



文部科学省

- 令和3年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号)が公布され、令和6年4月1日に施行されることとなった。
- 改正法施行に向け、令和5年3月14日に改正法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けた政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示す、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が閣議決定。現在、同基本方針に即し、文部科学省においても、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正作業を進めているところ。
※同対応指針については、パブリックコメントで受け付けた意見を踏まえ、調整中。
- 同対応指針は、事業者(私立学校)が直接の対象となるが、国・地方公共団体(国公立学校)においても合理的配慮の提供等にあたって引き続き適切に対応頂きたい。

(参考)障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に示された「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供義務違反」の具体例

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

・ 障害があることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障害者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

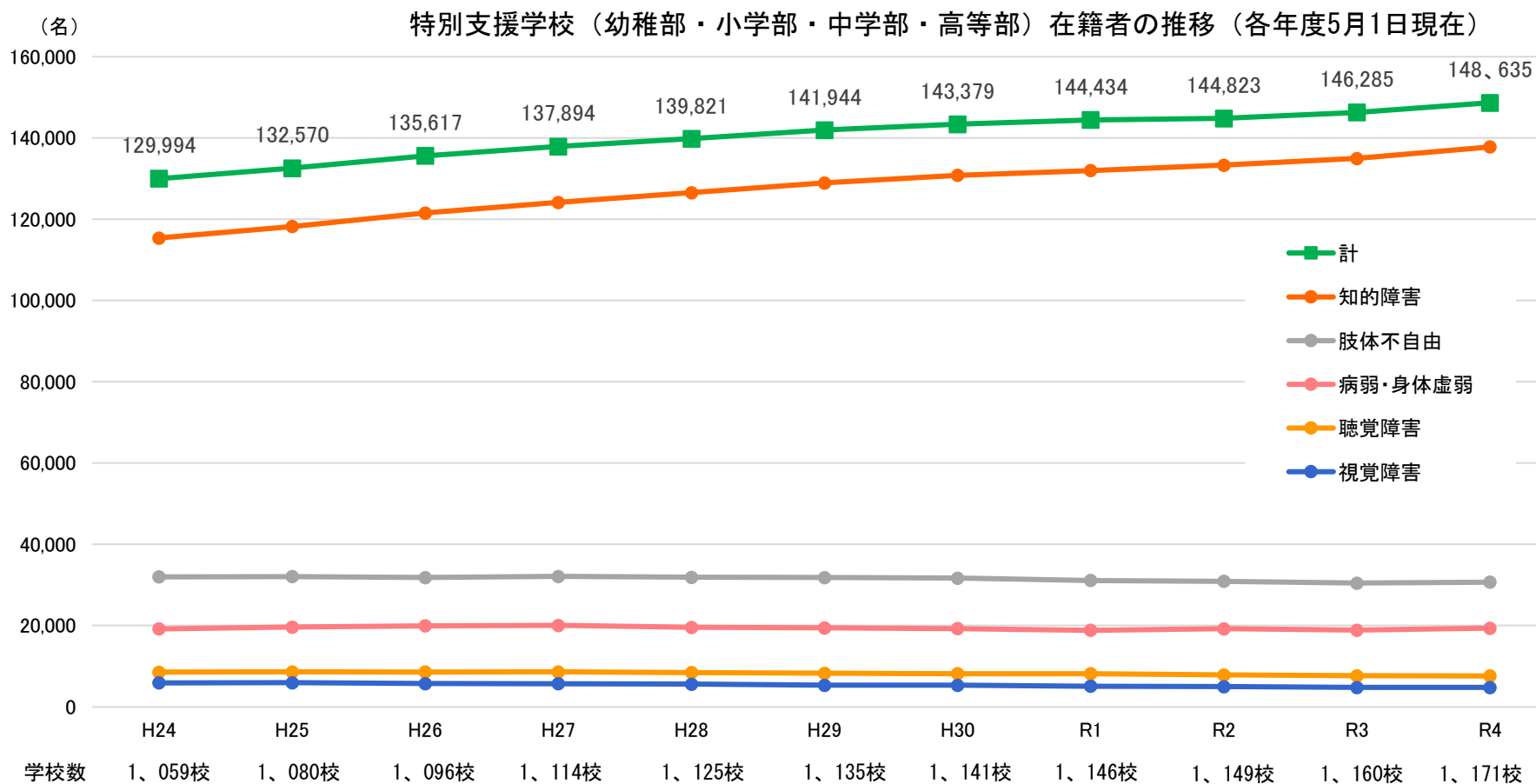
・ 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

出典:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)抜粋」

2

肢体不自由特別支援学校の現状

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和4年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

(出典) 学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学校数(障害種別) 【国・公・私立計】

- ・特別支援学校数は、年々増加。H23とR3との比較で111校増加。
- ・肢体不自由単独校は、H23とR3との比較で19校減少。
- ・複数障害種に対応した特別支援学校も年々増加傾向。H23とR3との比較で63校増加。

年度/種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚	66	65	65	63	63	62	62	62	62	62	61
聴覚	91	90	88	87	86	86	86	85	85	85	84
知的	491	502	514	532	540	553	556	561	562	574	582
肢体	136	135	130	131	129	122	121	122	117	118	118
病弱	63	63	63	61	58	57	57	57	58	56	57
複数障害	212	225	236	240	249	255	259	259	265	265	269
計	1,059	1,080	1,096	1,114	1,125	1,135	1,141	1,146	1,149	1,160	1,171

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より（各年5/1現在）

特別支援学校のうち肢体不自由教育校数

【国・公・私立計】

- ・複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校は、H24とR4との比較で57校の増加。
- ・複数障害種の対象校のうち肢体不自由教育を行う学校の割合は、88.8%を占めている。

年度 /種別	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
肢体不自由 教育校 (A)	136	135	130	131	129	122	121	122	117	118	118
複数障害種 の対象校 (B)	212	225	236	240	249	255	259	259	265	265	269
(B)のうち、 肢体不自由 教育を行う 学校 (C)	188	199	210	214	220	228	229	230	235	236	239
計 (A) + (C)	324	334	340	345	349	350	350	352	352	354	357

特別支援学校(肢体不自由)における学級別在籍者数の推移 【国・公・私立計】

(設置学級基準)

- ・全在籍者数に対する単一障害学級在籍者数の割合は、9.5%
- ・全在籍者数に対する重複障害学級在籍者数の割合は、90.5%

単一障害学級	学部	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	幼	48	53	45	37	44	32	41	31	29	31	25
小	1、309	1、294	1、276	1、222	1、178	1、190	1、169	1、157	1、125	1、165	1、136	
中	948	983	922	923	886	853	821	823	742	764	740	
高	1、552	1、478	1、490	1、448	1、456	1、390	1、308	1、239	1、125	1、042	1、005	
小計	3、857	3、808	3、733	3、630	3、564	3、465	3、339	3、250	3、021	3、002	2、906	
重複障害学級	学部	H24	H25	H26	H27	H28	H30	H30	R1	R2	R3	R4
	幼	102	90	96	95	79	70	80	68	71	66	56
	小	12、286	12、339	12、286	12、319	12、384	12、388	12、297	12、202	12、173	12、091	12、390
	中	7、295	7、328	7、369	7、393	7、406	7、528	7、468	7、073	7、075	7、072	7、210
	高	8、467	8、485	8、330	8、652	8、456	8、362	8、492	8、501	8、565	8、225	8、143
小計	28、150	28、242	28、081	28、459	28、325	28、348	28、337	27、844	27、884	27、454	27、799	
単一重複合計		32、007	32、050	31、814	32、089	31、889	31、813	31、676	31、094	30、905	30、456	30、705

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より(各年5/1現在)

特別支援学校(肢体不自由)高等部(本科)卒業者の状況【国・公・私立計】

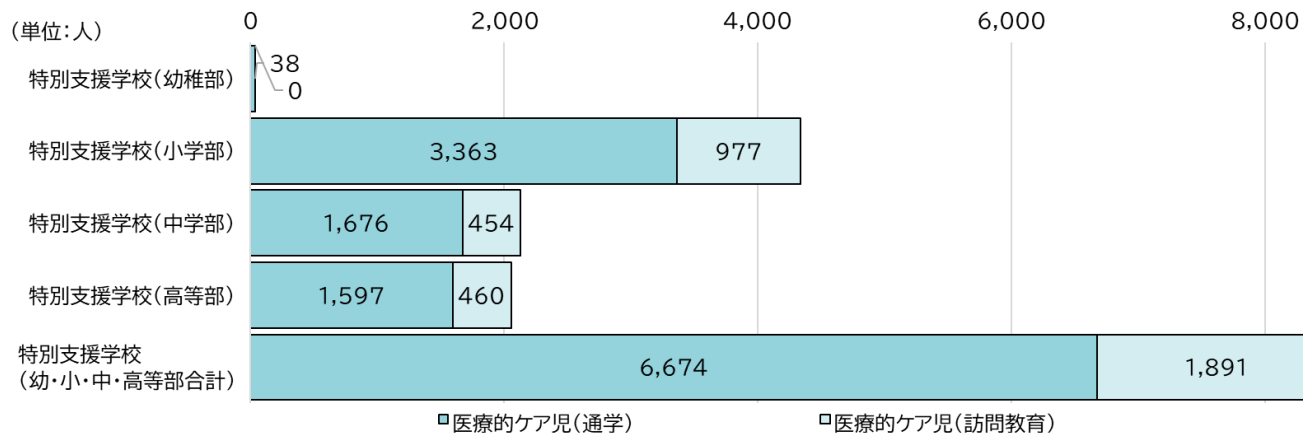
・全体的な傾向は変わらず、社会福祉施設等入所・通所が84.2%となっている。

年度	卒業者 (A)	進学者				教育訓練機関等 入学者					就職者		社会福祉施設等入 所・通所者		その他	
		大学等 人	専攻科 人	計 (B) 人	(B) / (A) %	専修学校 人	各種学校 人	職業能力開発 人	計 (C) 人	(C) / (A) %	計 (D) 人	(D) / (A) %	計 (E) 人	(E) / (A) %	計 (F) 人	(F) / (A) %
R4	1,684	47	0	47	2.8	7	1	17	25	1.5	84	5.0	1,418	84.2	109	6.5
R3	1,744	37	0	37	2.1	6	1	19	26	1.5	83	4.8	1,472	84.4	125	7.2
R2	1,799	37	1	38	2.1	5	1	17	23	1.3	110	6.1	1,530	85.0	96	5.3
R1	1,760	42	1	43	2.4	6	1	13	20	1.1	103	5.9	1,522	86.5	72	4.1
30	1,841	43	0	43	2.3	14	1	32	47	2.6	111	6.0	1,575	85.6	65	3.5
29	1,856	56	1	57	3.1	11	4	27	42	2.3	94	5.1	1,574	84.8	89	4.8
28	1,838	47	0	47	2.6	16	2	25	43	2.3	102	5.5	1,565	85.1	81	4.4
27	1,829	49	0	49	2.7	5	5	22	32	1.7	106	5.8	1,553	84.9	89	4.9
26	1,790	42	0	42	2.3	9	1	41	51	2.8	116	6.5	1,480	82.7	101	5.6
25	1,772	41	1	42	2.4	10	1	38	49	2.8	126	7.1	1,465	82.7	90	5.1
24	2,785	40	2	42	1.5	18	4	77	99	3.6	293	10.5	2,238	80.4	113	4.1

※文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「特別支援教育資料」より前年度3月卒業者(単位:人)

医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

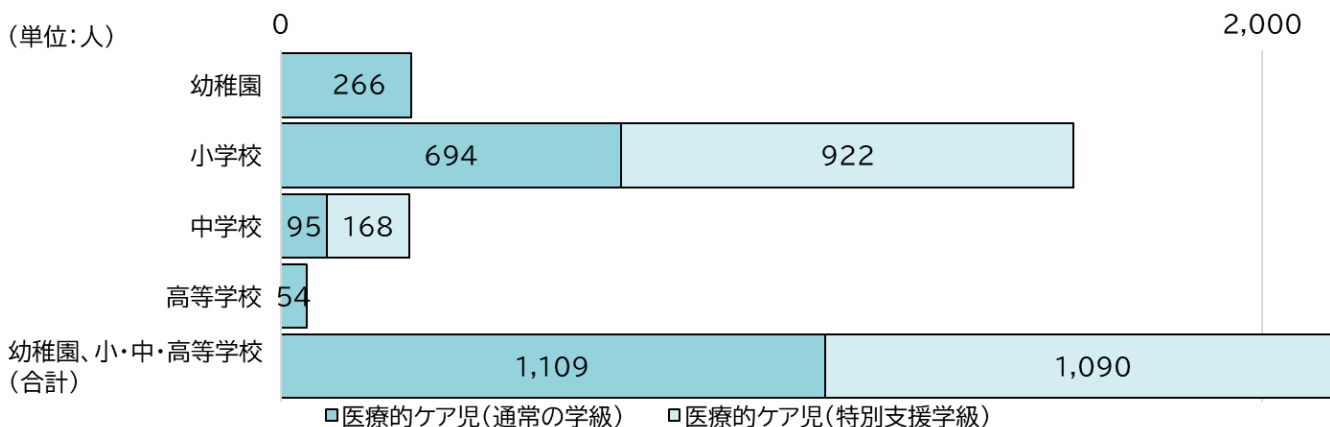


8,565人 (R4 8,361人)

学部	通学・訪問教育の別	国立	公立	私立	計
幼稚部	通学	0	38	0	38
	訪問教育	0	0	0	0
小学部	通学	9	3,354	0	3,363
	訪問教育	0	977	0	977
中学部	通学	0	1,676	0	1,676
	訪問教育	0	454	0	454
高等部	通学	2	1,595	0	1,597
	訪問教育	0	460	0	460
計	通学	11	6,663	0	6,674
	訪問教育	0	1,891	0	1,891
	計	11	8,554	0	8,565

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 702校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数



2,199人 (R4 2,130人)

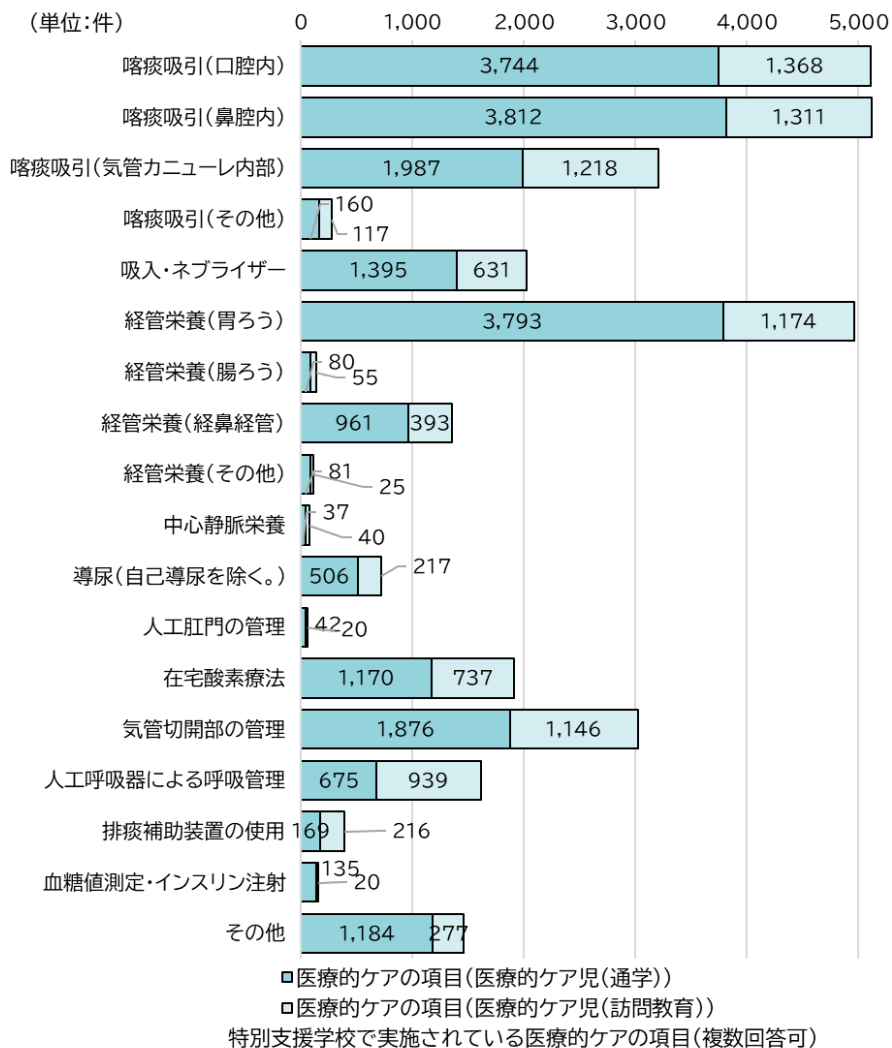
学校種	通常の学級・特別支援学級の別	国立	公立	私立	計
幼稚園	通常の学級	1	91	174	266
小学校	通常の学級	9	676	9	694
	特別支援学級	0	922	0	922
中学校	通常の学級	0	79	16	95
	特別支援学級	0	168	0	168
高等学校	通常の学級	0	26	28	54
計	通常の学級	10	872	227	1,109
	特別支援学級	0	1,090	0	1,090
	計	10	1,962	227	2,199

(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 233校
 小学校 1416校
 中学校 240校
 高等学校 46校

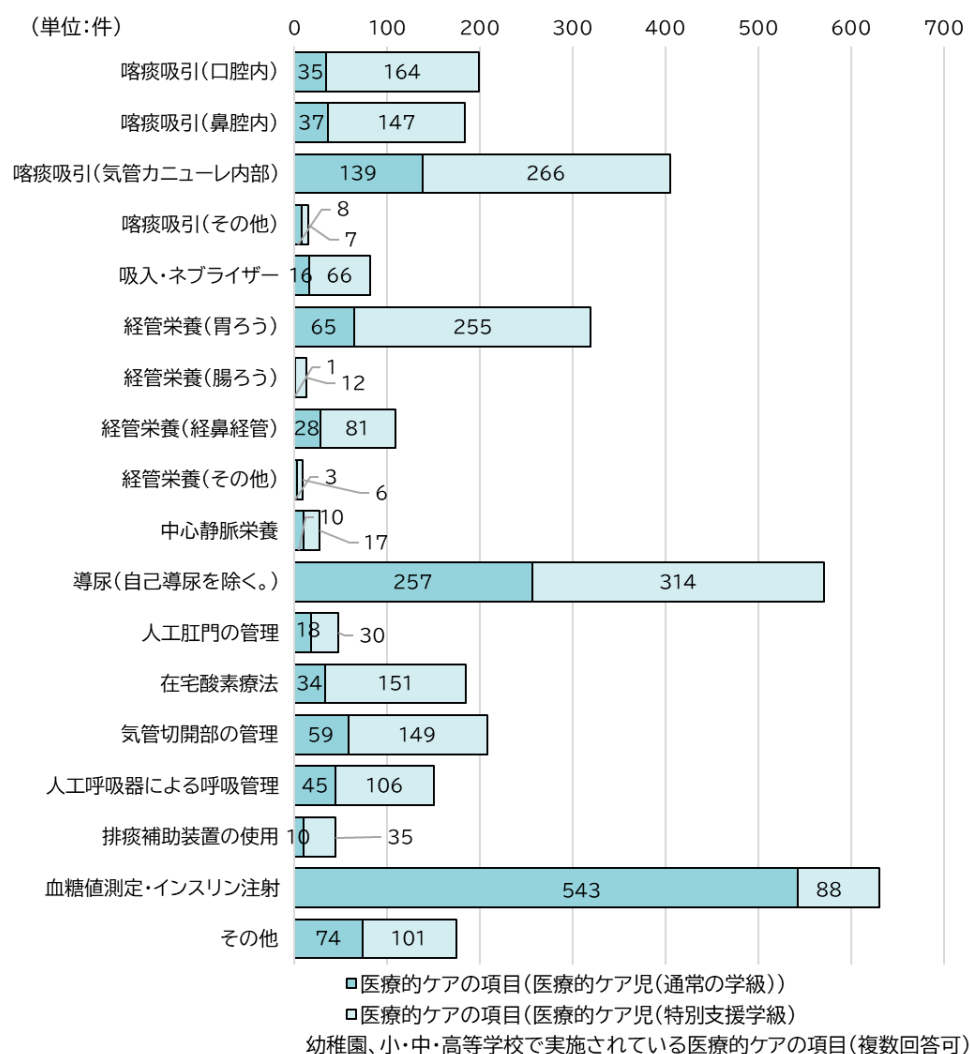
学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,640件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,123件、喀痰吸引(口腔内)5,112件、経管栄養(胃ろう)4,967件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,205件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,381件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射631件、導尿571件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)405件、経管栄養(胃ろう)320件の順に多い。

特別支援学校



幼稚園・小・中・高等学校



令和5年度 全国特別支援学校（肢体不自由）児童生徒病因別調査（令和5年5月1日現在）

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会（一部改編）

常時医療的ケアを必要とする児童・生徒の実態調査 全国集計（別表3-1～3-3除く）

左記

（別表3-1病院併設校・通学籍）
 （別表3-2病院併設校・訪問学級籍）
 （別表3-3病院併設校・病院内学級籍）
 を加えた合計数

この調査は、医療的ケアの必要な児童生徒の実数を把握することを目的としています。常時医療的ケアを必要とする児童・生徒数を記入してください。（令和5年5月1日現在）

項目	小学部						小計	中学部			小計	高等部			小計	合計		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年		1年	2年	3年				
在籍者数（名）	1145	1299	1236	1289	1241	1231	7441	1408	1439	1434	4281	1620	1589	1601	4810	16,822		
医療的ケアの必要な児童生徒数	471	579	494	534	466	452	2996	506	488	496	1490	498	461	497	1456	6,065		
栄養管理の 必要な児童生徒	経管栄養	①鼻腔管留置による注入	129	135	88	94	87	84	617	92	67	73	232	65	54	56	175	1,038
		②口腔ネトラン	2	4	1	2	1	0	10	5	2	4	11	6	3	4	13	34
	胃ろう	274	340	337	345	309	292	1897	312	293	298	903	305	287	291	883	3,785	
	腸ろう	5	12	10	10	6	7	50	9	11	15	35	9	9	10	28	120	
呼吸管理の 必要な児童生徒	吸引	①口腔内・鼻腔内吸引	293	394	341	368	335	316	2047	367	341	342	1050	361	334	314	1009	4,187
		②気管内吸引	174	235	211	224	202	198	1244	212	201	181	594	197	185	193	575	2,468
	酸素吸入	106	155	135	141	138	105	780	130	118	122	370	119	125	121	365	1,547	
	ネブライザーによる吸入	67	104	81	105	96	91	544	107	104	75	286	102	85	99	286	1,140	
	薬液の吸入	70	83	90	98	94	92	527	88	88	91	267	96	79	89	264	1,072	
	人工呼吸器の使用	113	135	116	121	118	104	707	120	100	104	324	109	92	100	301	1,367	
	気管切開部の管理	171	216	195	203	194	178	1157	198	190	157	545	178	170	182	530	2,288	
経鼻咽頭エアウェイの装着	9	7	5	7	4	12	44	12	9	12	33	6	7	13	26	107		
排泄管理の 必要な児童生徒	自己導尿	0	2	4	1	5	5	17	9	14	22	45	23	19	37	79	142	
	介助導尿	34	52	48	43	34	27	238	54	49	37	140	40	41	38	119	513	
その他 特別な医療的な 管理の必要な 児童生徒	腹膜透析	1	1	0	2	0	1	5	0	1	0	1	3	2	2	7	13	
	人口透析	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中心静脈栄養法(IVH)	6	5	1	4	4	6	26	5	6	6	17	4	5	4	13	56	
	人口肛門	3	3	1	7	8	5	27	3	4	7	14	5	4	4	13	54	
	手圧圧迫排尿	1	4	1	1	0	2	9	1	1	0	2	2	1	4	7	18	
	インシュリン皮下注射	0	6	1	2	3	1	13	5	1	1	7	3	1	4	8	29	
	その他	38	53	48	49	53	52	293	48	41	60	149	78	54	68	200	657	

全国の特別支援学校に在籍している医療的ケアを必要とする児童生徒(8,565人)の70.8%が肢体不自由特別支援学校で対応

全国(4,967人)の76.2%が肢体不自由特別支援学校で対応

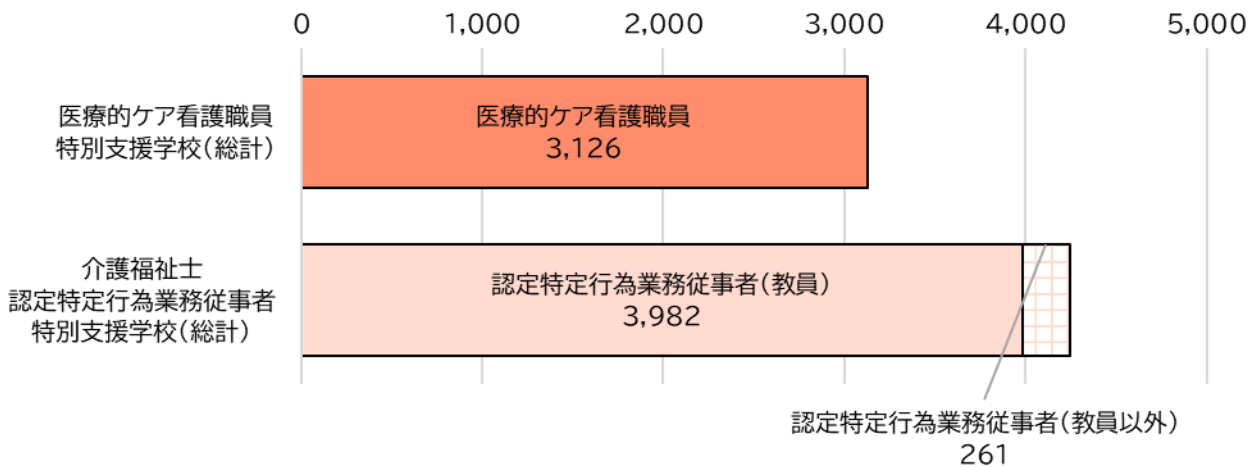
全国(1,614人)の84.7%が肢体不自由特別支援学校で対応

全国(723人)の71.0%が肢体不自由特別支援学校で対応

(注)一人の児童生徒が複数のケアが必要な場合でも、「医療的ケアが必要な児童生徒数」については1名とカウントしてください。「栄養管理」・「呼吸管理」・「排泄管理」・「その他特別な管理」については、該当する項目全てに記入してください。

学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員等の数

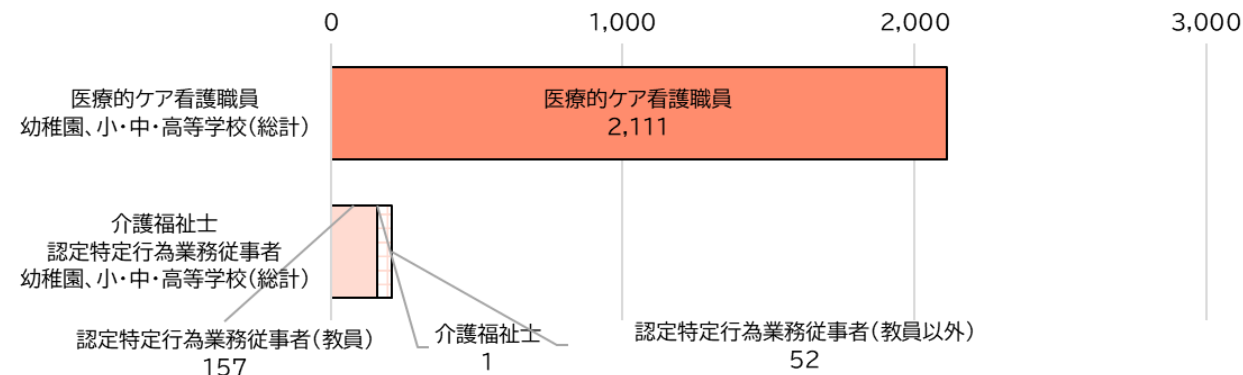
特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,369人**
(R4 7,169人)



医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	0	1,135	175
19時間25分以上23時間15分未満	0	109	2
23時間15分以上31時間00分未満	2	1,084	68
31時間00分以上37時間30分未満	15	161	13
37時間30分以上	344	10	8
計	361	2,499	266

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の一週間の平均業務委託時間)を回答。
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,321人**
(R4 2,067人)



医療的ケア看護職員の週当たりの所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	4	579	473
19時間25分以上23時間15分未満	1	144	30
23時間15分以上31時間00分未満	4	421	81
31時間00分以上37時間30分未満	11	245	33
37時間30分以上	24	49	12
計	44	1,438	629

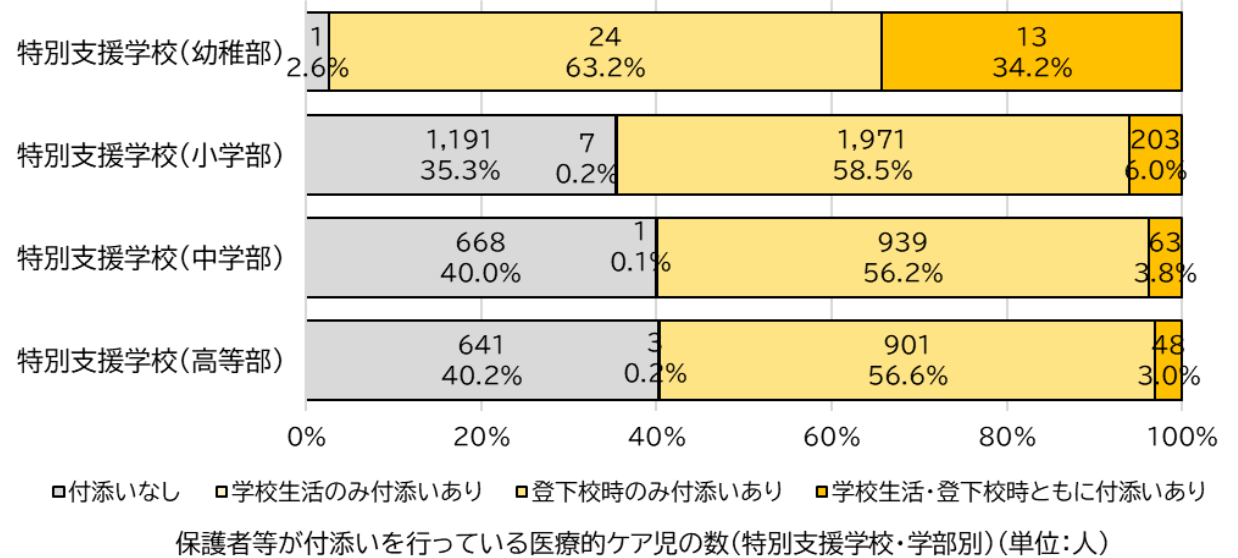
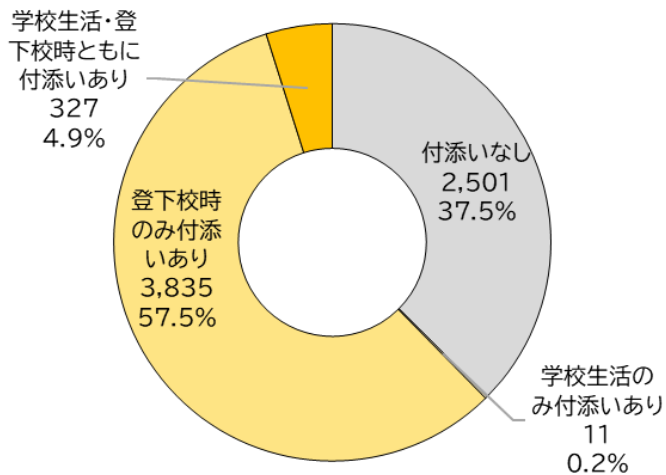
※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

特別支援学校における保護者等の付添いの状況

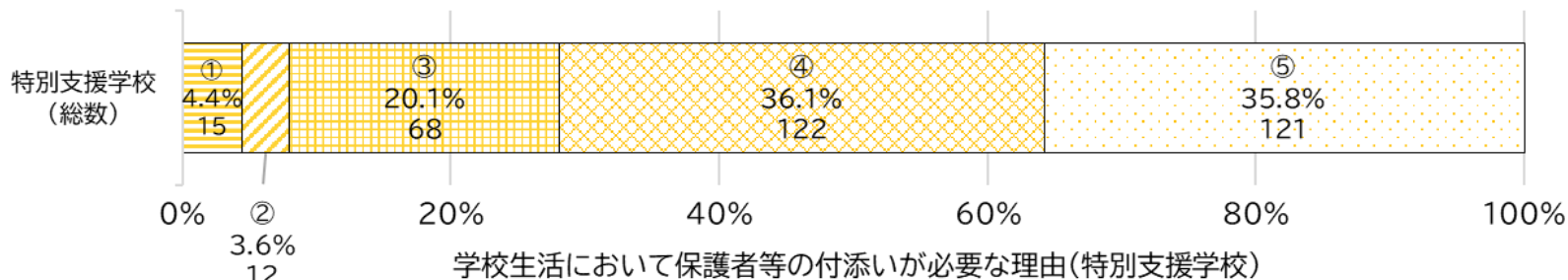
特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

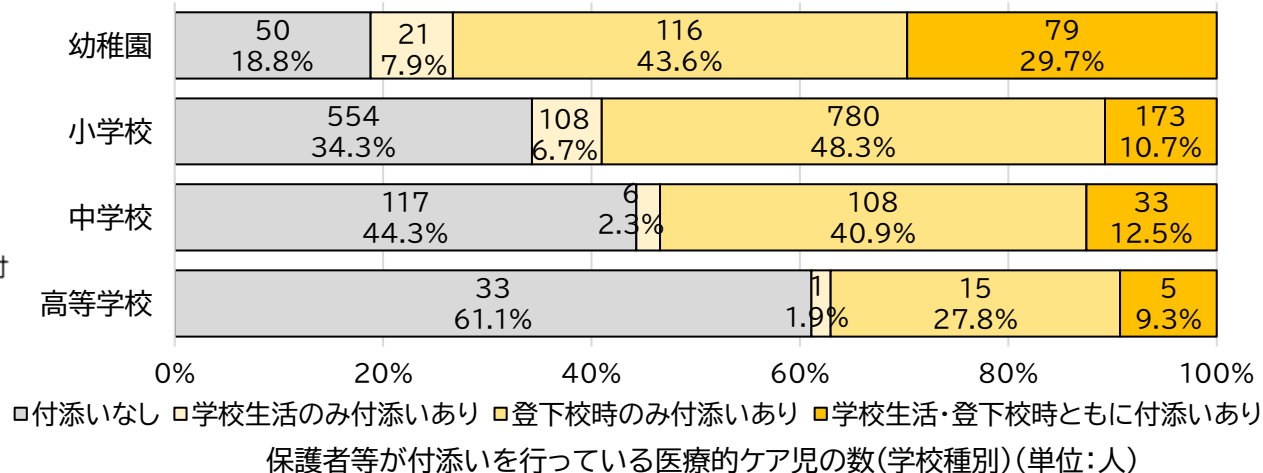
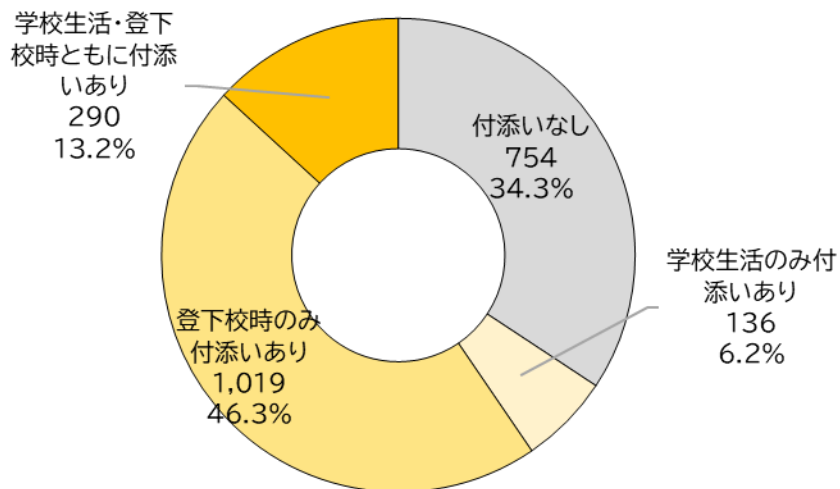
※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

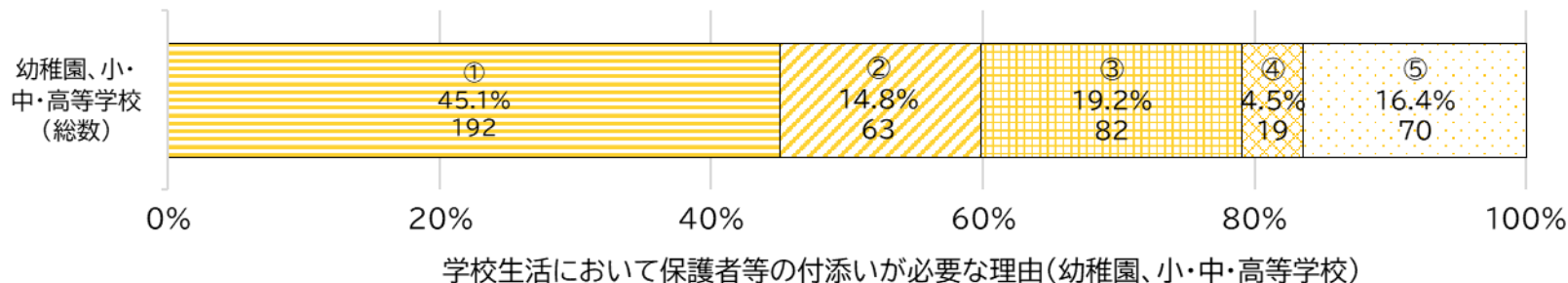
幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



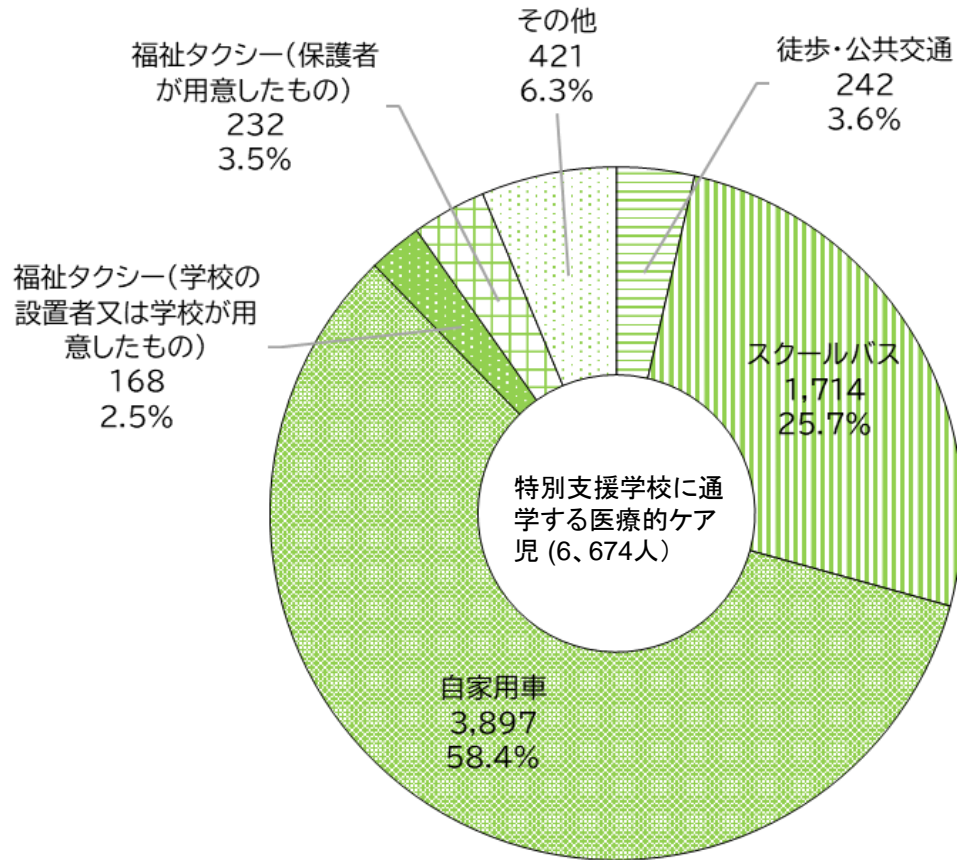
- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

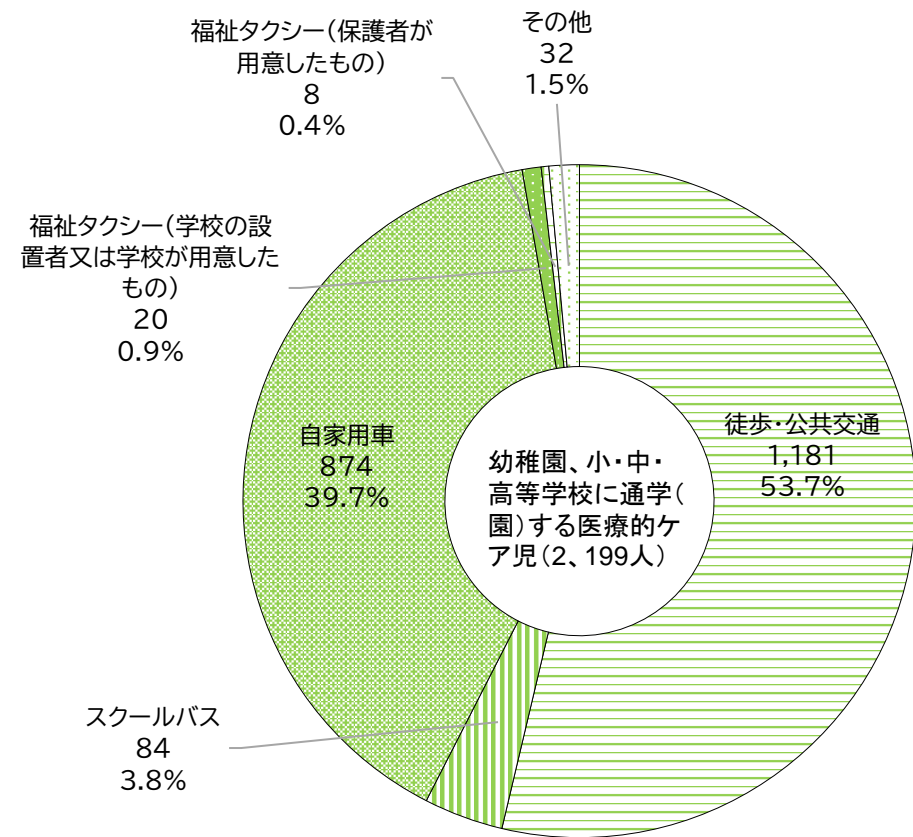
医療的ケア児の通学方法

- 特別支援学校への通学方法は自家用車(58.4%)、スクールバス(25.7%)の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は徒歩・公共交通機関(53.7%)、自家用車(39.7%)の順で割合が高い。

特別支援学校



幼稚園・小・中・高等学校



※本調査は、令和5年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。

3

肢体不自由のある子どもとの状態と特性等と
指導する教師の専門性の確保

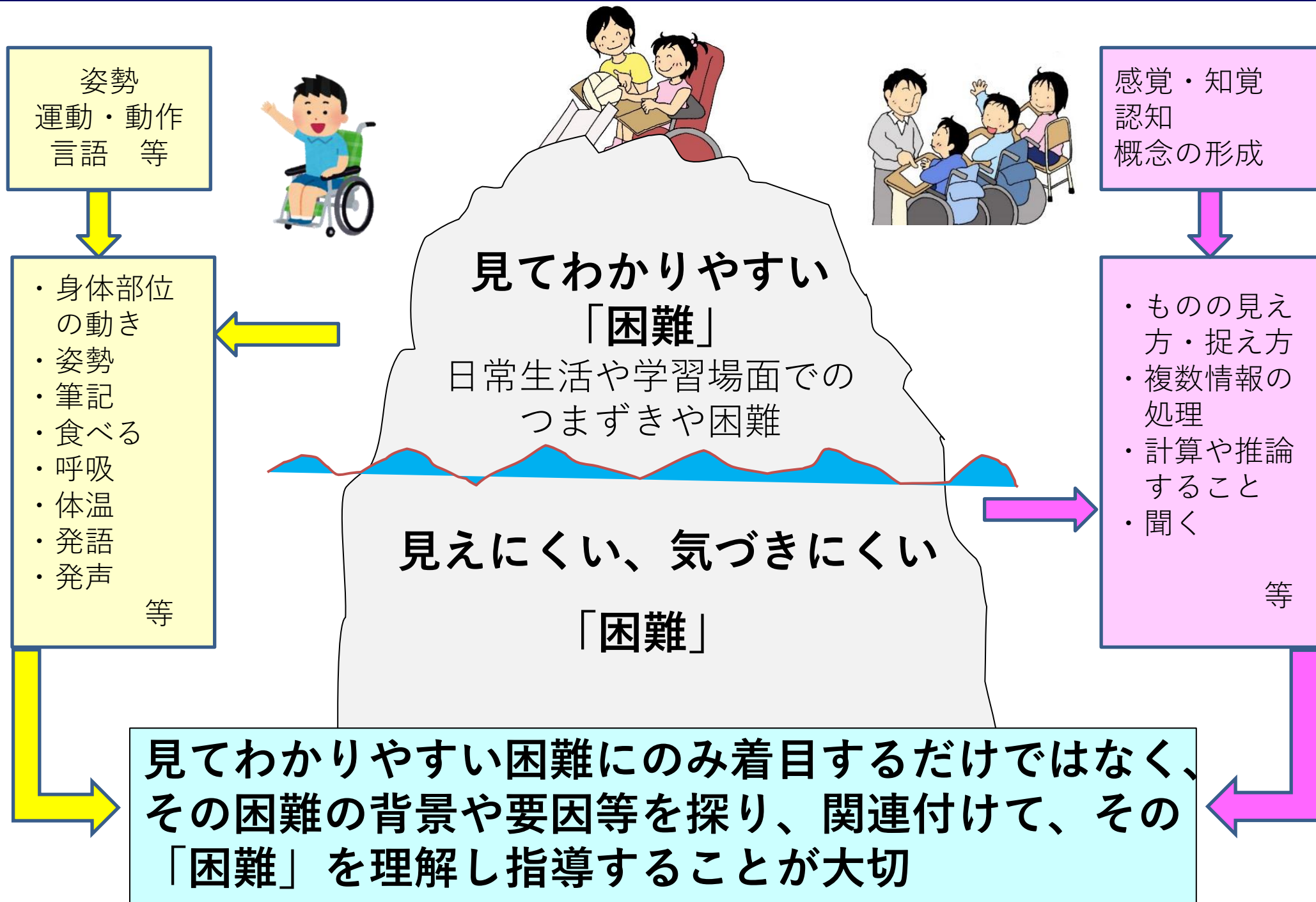
筋緊張による頸や体幹のそり返りの状態

文部科学省 令和元年度 学校における医療的ケア実施体制構築事業
「学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）」

令和 2 年（2020 年）公益財団法人 日本訪問看護財団



肢体不自由のある児童生徒の「困難さ」に着目した理解



全国特別支援学校(肢体不自由) 幼児児童生徒病因別調査

(令和5年5月1日現在)

「令和5年度全国特別支援学校肢体不自由教育校長会児童生徒病因別調査」より

分類	割合 (%)	参考平成6年
脳性疾患 (脳性まひ、脳外傷後遺症、脳水腫症、その他)	60.5	70.3
脊椎・脊髄疾患 (脊椎側弯症、二分脊椎、脊髄損傷、その他)	3.3	3.2
筋原性疾患 (進行性筋ジストロフィー、重症筋無力症、その他)	4.4	4.7
骨系統疾患 (先天性骨形成不全、胎児性軟骨異栄養症、その他)	1.2	1.1
代謝性疾患 (ムコ多糖代謝異常症、ビタミンD欠乏症、その他)	1.0	1.2
弛緩性まひ (脊髄性小児まひ、分娩まひ、その他)	0.1	0.2
四肢の変形等 (上肢・下肢切断、上肢・下肢ディスメリー、その他)	0.3	0.5
骨関節疾患 (関節リュウマチ、先天性股関節脱臼、その他)	1.0	1.1
その他	28.0	17.7

脳性まひの分類【筋緊張による分類】

痙直型

- ・伸張反射が異常に亢進した状態であり、素早く他動的にその筋肉を引き伸ばすと抵抗感を生じる

アテトーゼ型

- ・不随意運動を主な特徴とするサブタイプと筋緊張変動を主な特徴とするサブタイプの二つがある

失調型

- ・バランスをとるための平衡機能の障害と運動の微細なコントロールのための調節機能の障害を特徴とする

固縮型

- ・上肢や下肢を屈伸する場合に、鉛の管を屈伸するような抵抗感がある

※ 混合したタイプ、分類不能のものもある。また、麻痺している部位による分類もある。

脳性まひによる随伴する主な障害

知的障害

・脳性まひ児は、一般の知能検査を厳密に実施する限り、運動・姿勢の障害や言語障害等のために、知能指数（IQ）が潜在的な能力よりも低く評価されることは、容易に推察される。そこで、例えば、時間をかければできるのか、時間をかけてもできないのか、あるいはコミュニケーション補助手段を工夫すればできるのか、工夫してもできないのかなどについて、確認することが大切である。コンピュータ等の情報機器を活用して、コミュニケーション手段の工夫により脳性まひ児の潜在的な能力が明らかにされた報告も少なくない。

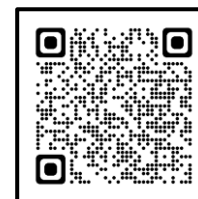
言語障害

・脳性まひ児の多くは、言語障害を随伴していると言われている。脳性まひ児に最も多く見られるのは、まひ性構音障害とよばれる神経筋の障害によるものである。この場合には、唇、舌、喉頭、横隔膜、胸郭など、話すことに使われる多数の筋肉の調節が損なわれている。しかし、内言語及び言葉の理解能力は損なわれない場合がしばしば見られる。なお、まひ性構音障害の場合には、言語の表出のための補助的手段（文字盤、トーキングエイド、コンピュータ等の情報補助機器など）の活用によって、意思の伝達が可能になることがあるので、それらを活用する力を促すことが大切である。

感覚障害 視知覚を含む

・感覚障害の代表的なものに、認知を含む視覚障害と聴覚障害がある。脳性まひ児の視覚障害については、屈折異常（近視や遠視など）、眼筋の不均衡又は斜視、眼球運動の障害などが見られる。他にも、例えば脳室周囲白質軟化症による痙性両まひでは、屈折異常や斜視とともに、あるいはそれらと関連して視知覚の障害が認められる。これは、線分の長さの比較や角度の比較が困難であったり、図形の見比べが困難であったりする。形をうまく捉えることができないため文字の読み書きや図形の理解に困難を示すことが多い。

※これらの随伴する障害が重なり合っている場合も少なくない。



自立活動の指導は「すべての授業の生命線」

自立活動とは

- 特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域であり、時間の指導はもとより各教科等における指導との密接な関連り、教育活動全体を通じて適切に行うもの。
- 「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で6区分27項目で構成されている。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

個別の指導計画を作成して指導

- ア 主体的に取り組む指導内容
- イ 改善・克服する意欲を喚起する指導内容
- ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容
- エ 自ら環境と関わり合う指導内容
- オ 自ら環境を整える指導内容
- カ 自己選択・自己決定を促す指導内容
- キ 自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

教師の協力体制

- 専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにすること。
- 障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるとして、適切な指導ができるようにするものとする。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

肢体不自由の児童生徒に対しては、

✓身体機能の状態や体調の変化などに応じて、意思の表出を補助し、他者と触れ合う機会を提供

➤ 補助具等の活用 <代替キーボード、キーガード、入出力支援機器>



キーボードやマウスの入力装置の代替

- 画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器など
- ジョイスティックやトラックボール、ボタン型のマウスなどマウス操作を支援する機器など
- 身体の状態に応じ、機能の一部をスイッチで機能を支援する機器など
 - ・通常のスイッチ、音に反応する音センサー、光を遮ると動作する光センサー、曲げると動作する屈曲センサー、息を吹き込むことで動作する呼気センサーなど
- 支援する機器を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など

➤ 表現活動の広がり <視線入力装置>



日本肢体不自由協会
第37回肢体不自由児・者の
美術展コンピュータアート
特賞作品

視線入力装置等
を活用して、視線を
動かすことで、文字や
絵等にかくなど、表現
活動を充実させるこ
とができる。

➤ 遠隔合同授業 <他者とのふれあい>



少人数集団での学び
のデメリットを学校や地
域を越えた遠隔合同授
業による協働学習により
、多様な考えや意見に
触れ、自分の考えを確
立していく効果を高める
。

補助具や補助的手段の工夫 × コンピュータ等の活用



1人1台端末で

学校が変わる！



公開2週間で
2万回再生突破！

1人1台端末の効果的な活用
～個別最適な学びを支える～

特別支援教育編



特別支援教育編が
追加されました！

1人1台端末が整備され、多くの学校で日常的な活用が定着してきました。端末の活用について、先生方と子供たちが試行錯誤を繰り返し、授業が変わってきた学校もあります。その様子を動画にまとめましたので、研修会等でご活用ください。

小学校編



中学校編



高等学校編



[ダイジェスト版]
小中学校編



1人1台端末の 効果的な活用

～個別最適な学びを支える～
(特別支援教育編)

個別最適な学びを支える1人1台端末の活用は、これまで以上に、特別支援教育を受ける子供たちの可能性を広げます。特別な支援を必要とする子供たちの学びや授業がどのように変化しているのか、約15分の動画でご紹介します。

研修会等でご活用ください！

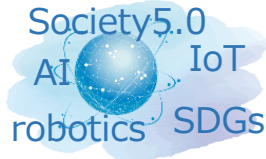


動画は
こちら

学習指導要領とGIGAスクール構想の関係

2030年の社会と子供たちの未来（平成28年12月中央教育審議会答申から抜粋）

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難に



社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代

変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものに

平成29年、30年、31年学習指導要領

前文 これからの学校には、（略）一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。

育成を目指す資質・能力の三つの柱

学びに向かう力、人間性等

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

資質・能力の育成



・各教科等で育成を目指す資質・能力の育成
・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成等

授業改善

学習指導要領 総則
第3 教育課程の実施と学習評価

主体的・対話的で深い学び

一体的に充実

学習指導要領 総則
第4 児童（生徒）発達の支援

個別最適な学び（教師視点では「個に応じた指導」）、協働的な学び

主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び及び協働的な学びに生かす

GIGA※スクール構想（1人1台端末・高速ネットワーク）（カリキュラム・マネジメントにおける物的な体制整備に位置付けられる。）

教育・学習におけるICT活用の特性・強みを生かし、新学習指導要領の趣旨を実現するため重要な役割を果たす。

※Global and Innovation Gateway for Allの略

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者
である児童
生徒の場合

通常の
教育課程

障害の状態により特に必要がある場合
〔特別支援学校（知的障害）の場合も含む〕

知的障害を併せ有する
児童生徒の場合

重複障害者のう
ち、障害の状態
により特に必要
がある場合

中学部
省略

■小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者は、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる

■各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる

■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる

■道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる

■視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者のための小学部の外国語科について、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる

■中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる

■中学部の外国語科について、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる

■幼稚部の各領域ねらい及び内容の一部を取り入れる

■各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害を有する児童生徒のための各教科の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる

■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる

■各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる

上記の取扱いを適用する際の留意点（学年又は段階の目標の系統性や内容の関連）を規定。

肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

学校運営上の留意事項

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第6節の1

教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等

(1)各学校においては、**校長の方針の下に**、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かした**カリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする**。また、各学校が行う**学校評価については**、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、**カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意**するものとする。

留意事項

・全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童生徒の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて**効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくこと**

・カリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な**業務の効率化を伴って、学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくこと**

・教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは**学校評価と関連付けて実施すること**

カリキュラム・マネジメントの充実

教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第2節の4

- (ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- (イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- (ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。
- (エ)個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと。

※ (ア) から (エ) は本資料において追記

教育課程の編成は、カリキュラム・マネジメントの一環として行われるもの

令和6年度 肢体不自由教育への期待

1. 自立活動の指導を中心とした肢体不自由教育の専門性の向上

- ・ 指導目標を設定するまでのプロセスを重視した **個別の指導計画の作成**
- ・ 専門的な知識や技能を有する教師の **計画的な人材育成**

2. カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 各教科等で育成する資質・能力を踏まえた **指導と評価の一体化**
- ・ 1単位時間ではなく、**単元や題材のまとまりの中での授業改善の実践**
- ・ 各種指導計画同士のつながりや、**指導の形態を選択するまでのプロセスの明確化**

3. 新しい時代を見据えたICTの効果的な活用

- ・ 自立活動に留まらず、**教科の資質・能力の育成や探究的な学びに向けた実践**
- ・ 既存の枠組みにとらわれず、**創造的な教育活動の取組**

各学校での日頃の授業研究をはじめ、各地区・全肢研における発表、そして授業改善シリーズの原稿執筆においても期待

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

New

シリーズは新たなシーズンへ!

肢体不自由教育実践
授業力向上シリーズ No.11

**Society 5.0で
実現する社会を見据えた
肢体不自由教育**

監修：菅野 和彦 文部科学省初等中等教育局視学官
(附)特別支援教育課特別支援教育調査官
編著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

GIGAスクール構想と支援機器等の活用による教育実践

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践
授業力向上シリーズ No.6

**新学習指導要領に
基づく授業づくり**

監 修：菅野 和彦・川崎 隆之介・吉川 知夫
編 著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践
授業力向上シリーズ No.7

**新学習指導要領に
基づく授業づくり**

監 修：菅野 和彦・川崎 隆之介・下田 昌人・吉川 知夫
編 著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

II

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践
授業力向上シリーズ No.8

**遠隔教育・
オンライン学習の
実践と工夫**

監 修：菅野 和彦・下田 昌人・吉川 知夫
編 著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践
授業力向上シリーズ No.9

**新しい
肢体不自由教育への
希 求**

監 修：菅野 和彦・下田 昌人・高田 英夫・吉川 知夫
編 著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

肢体不自由教育実践
授業力向上シリーズ No.10

**学びの
連続性を目指す
授業づくり**

「何を、
どのように
学ばせたのか」を
明確にする

監 修：菅野 和彦
編 著：全国特別支援学校肢体不自由教育校長会

ジアース教育新社

ミラコン~未来を見通すコンテスト~

第6回プレゼンカップ全国大会

コンセプトは、
“視点を価値に、経験を未来に”

プレゼンカップ
レゼンカップ

詳細は・・・

全校長 ミラコン 検索

Final Stage (全国大会審査・結果発表)
令和5年12月13日(水) 午後1時から午後3時半まで
本会場：東京芸術劇場 (東京都豊島区)
サテライト会場：各ブロック応募校

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会
社会福祉法人日本肢体不自由児協会

※ 昨年度のポスター

特別支援学校知的障害者用教科書等の改訂

小学部教科書解説

☆NEW☆

令和6年2月26日発刊 定価2,190円



(国語、音楽は令和2年11月16日、
算数は令和2年12月15日発刊)

季刊誌

特別支援教育

令和6年春 第93号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

[特集] 自己の在り方生き方を考える高等部での教育

—キャリア教育を通して—

- 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- 肢体不自由 〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて
- 病弱 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

特別支援教育

令和6年
春
No.93

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN-1346-3268 MEXT 07

[特集]

自己の在り方生き方を考える高等部での教育

—キャリア教育を通して—



【総説】
● 自己の在り方生き方を考える高等部での教育

【事例】

- 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- 肢体不自由 〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて
- 病弱・精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

【巻頭言】
特別支援教育の一層の充実に向けて
連載講座「実践！ICT活用」
卒業生は今 ● 研究最新情報 ● 教育委員会の取組 ● 施策だより ● 子供をささえるネットワーク

[巻頭言] 特別支援教育の一層の充実に向けて

文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆ 全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆ 東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆ インターネットからも購入することができます。

